

海に見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務参加表明書等に関する質問について、下記のとおり回答します。

No.	実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
1	実施要領 p. 2 5(1) ⑧ p. 4 11(4)③・⑤ 様式第 3 号・第 5 号	本業務の予定技術者兼代表者は、前法人在籍時に、本業務と同種又は類似するデジタル創作体験、子どもの居場所づくり及び地域拠点の立ち上げ・運営支援業務を担当していました。契約名義が前所属法人であることを明記した上で、これらを予定技術者個人の実績として提出することは可能でしょうか。 併せて、当該実績を様式第 3 号「業務実績書」と様式第 5 号「予定技術者調書」のいずれに記載すべきか、ご教示ください。	前所属法人在籍時の実績であることを明記していただければ、予定技術者個人の実績として提出いただくことは可能です。 当該実績は様式第 3 号「業務実績書」と様式第 5 号「予定技術者調書」のどちらにもご記載ください。ただし、様式第 3 号には業務内容欄に、様式第 5 号には業種別及び概要に前所属法人在籍時の実績であることを明記してください。
2	実施要領 p. 2 5(1) ⑧ p. 4 11(4)③ 様 式第 3 号 注意 1	様式第 3 号「業務実績書」の注意書きでは、国、地方公共団体等から受託した業務を記載する旨が示されています。参加資格における同種又は類似業務の実績について、株式会社、特定非営利活動法人等から受託した業務も対象に含まれるでしょうか。	対象に含みます。
3	公告 p. 2 4(2) 実施 要領 p. 2 5(2) 様式 第 4 号	本業務の実施に当たり、4 回開催するワークショップのうち 1 回について、外部の個人又は個人事業主に、内容の企画及び当日の進行を委託することを検討しています。この場合、当該委託は再委託に該当し、様式第 4 号「再委託業務予定調書」への記載及び町の承認が必要でしょうか。また、再委託先についても、本プロポーザルの参加資格に定める「法人であること」及び「島根県内に本支店又は営業所等を有すること」など、参加者と同一の要件をすべて満たす必要があるでしょうか。	再委託に該当するため、様式第 4 号「再委託業務予定調書」への記載が必要です。 再委託先の要件に関しまして、③「島根県内に本店または営業所等を有する法人であること。」以外の要件を満たす必要があります。
4	実施要領 p. 4 11(4) ⑦	様式第 5 号に記載する予定技術者が、応募法人の代表理事であり、法人との雇用契約を締結していない場合、応募法人との関係を証明する書類として、履歴事項全部証明書（登記簿）を提出することで差し支えないでしょうか。	全部事項証明書の提出で差し支えございません。
5	様式第 5 号・第 7 号 業務名欄	配布様式第 5 号及び第 7 号に、公告及び実施要領と異なる業務名称が記載されています。提出時には、公告及び実施要領に記載された正式名称「海に見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務」に修正して差し支えないでしょうか。	ご指摘いただきました様式につきまして、誤っていますので修正して差し支えございません。 回答に際して修正しますので修正後の様式を使用してもかまいません。